

特定創業支援事業

あなたの夢を全力応援

羽曳野市で創業するメリット

その1：登録免許税軽減

資本金の0.7%→0.35%に！

株式会社設立時、登記にかかる登録免許税が、大幅に軽減！

その2：新規開業支援資金の貸付利率の引き上げ

(株)日本政策金融公庫「新規事業支援資金」の貸付利率を引き下げ！

その3：創業関連保証の早期利用開始

創業6カ月前から利用可能！

創業関連保証特例が、通常事業開始2か月前→6カ月前から利用可能！

その4：新創業融資制度の要件緩和

自己資金要件なしに！

日本政策金融公庫「新創業融資制度」の自己資金要件を満たしているとする！

夢に挑戦、
起業家への道

「創業支援ネットワークはびきの」は、

起業をお考えの創業希望者、

創業後5年以内の事業者の市内創業を

全力応援します！！

特定創業支援事業とは

創業支援等事業計画における事業のうち、経営・財務・人材育成・販路開拓に関する知識が全て身につく継続的な事業です

創業支援セミナー

専門家を講師とし、2時間/回の講座を4日間以上のセミナーを羽曳野市と富田林市共同で年4回程度開催します。講座は、経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの分野に関する知識を身につけることができる内容となっています。

個別相談事項

商工会の経営相談指導員が2時間/回の個別指導を1カ月以上継続して4回以上実施します。個別指導では、セミナー同様4つの分野に関する知識を身につけることができます。また、創業に関する相談及び支援も行っています。

優遇措置を受けるための「支援を受けたことの証明書」について

表面の優遇措置を受けるには、この証明書が必要となります。
「特定創業等支援事業」を修了後、証明書の交付申請を行ってください

【対象者】

6ヶ月以内に創業の具体的な計画と有する個人もしくは、創業後5年未満の個人又は法人(※)
(※)令和6年9月2日より、既に法人を設立している人についても対象となりました
(注意：証明書は、法人自体ではなく法人代表者に対しての発行となります)

【申請期限】

原則として特定創業等支援事業を受けた年度の翌年度末まで

※この認定書の交付は優遇措置の適用を保証するものではありません

優遇措置を受けるためには、別途申込先による審査があります

連携支援機関(創業支援ネットワークはびきの)

機関名	住所	電話番号	FAX
羽曳野市役所 市民生活部経済労働課	羽曳野市誉田 4-1-1	072-947-3726	072-950-2055
羽曳野市商工会	羽曳野市軽里 1-1-1	072-958-2331	072-956-1950
(株)日本政策金融公庫 阿倍野支店	大阪市阿倍野区松崎町 3-15-12	06-6621-1453	06-6621-1480